

○期末手当及び勤勉手当に関する規則

〔 昭和 63 年 3 月 1 日 〕
〔 規 則 第 4 号 〕

改正 平成 2 年 12 月 27 日 規則第 1 号
平成 3 年 5 月 8 日 規則第 6 号
平成 5 年 3 月 29 日 規則第 1 号
平成 11 年 12 月 27 日 規則第 2 号
平成 17 年 3 月 30 日 規則第 8 号
平成 18 年 2 月 24 日 規則第 7 号
平成 19 年 3 月 30 日 規則第 10 号
平成 21 年 6 月 1 日 規則第 3 号
平成 21 年 12 月 1 日 規則第 5 号
平成 22 年 3 月 29 日 規則第 6 号
平成 22 年 3 月 30 日 規則第 11 号
平成 22 年 5 月 13 日 規則第 14 号
平成 22 年 11 月 30 日 規則第 21 号
平成 23 年 3 月 30 日 規則第 4 号
平成 24 年 4 月 1 日 規則第 2 号
平成 26 年 12 月 25 日 規則第 3 号
平成 27 年 4 月 1 日 規則第 2 号
平成 28 年 10 月 5 日 規則第 6 号
平成 28 年 12 月 26 日 規則第 8 号
平成 29 年 3 月 31 日 規則第 5 号
平成 29 年 12 月 26 日 規則第 16 号
平成 30 年 3 月 29 日 規則第 1 号
平成 30 年 12 月 26 日 規則第 6 号
平成 31 年 3 月 28 日 規則第 3 号
令和元年 12 月 24 日 規則第 6 号
令和 2 年 3 月 30 日 規則第 1 号
令和 2 年 5 月 29 日 規則第 7 号
令和 4 年 11 月 30 日 規則第 7 号
令和 5 年 5 月 31 日 規則第 1 号

令和5年8月15日 規則第4号
令和6年1月17日 規則第1号
令和6年5月30日 規則第6号

(期末手当の支給を受ける職員)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年条例第18号。以下「条例」という。)第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者(法第29条第1項の規定により停職にされた職員をいう。)
- (4) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書きの許可を受けている職員をいう。)
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成5年条例第1号。以下「育児休業条例」という。)第7条第1項に規定する職員以外の職員

第2条 条例第17条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員(臨時である者を除き、非常勤である者にあつては法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に限る。)となつた者
- (3) その退職に引き続き国又は他の地方公共団体等に勤務する職員(臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他組合長の定める者に限る。)となつた者

第3条 条例第20条第6項ただし書きの規則で定める職員は、前条第2号及び第3号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第4条 基準日前1箇月以内において、条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第4条の2 条例第17条第5項(条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表の適用を受ける職員で規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

2 条例第17条第5項の職の職制上の段階、職務の級を考慮して規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分として、同項の100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

(期末手当に係る在職期間)

第5条 条例第17条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第1条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 法第28条の規定により休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- (4) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。第11条第2項第5号において「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第16条の規定により読み替えられた条例第5条第1項に規定する算出率をいう。第11条第2項第5号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- (5) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業(第11条第2項3号に

において「高齢者部分休業」という。)の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

3 公務傷病等による休職者(条例第20条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であつた期間については、前項の規定にかかわらず除算は行なわない。

第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、国又は他の地方公共団体等に勤務する職員(臨時及び非常勤職員を除く。)が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は前条第1項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
(一時差止処分に係る在職期間)

第6条の2 条例第17条の2及び第17条の3(これらの規定を条例第18条第5項及び第20条第8項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項に掲げる者がそれらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手續等)

第6条の3 条例第17条の3第4項(条例第18条第5項及び第20条第8項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、組合長に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第6条の4 組合長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求の教示)

第6条の5 条例第17条の3第7項(条例第18条第5項及び第20条第8項において準用する場合を含む。)に規定する説明書には、一時差止処分について、組合長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(その他の事項)

第6条の6 第6条の2から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、組合長が定める。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第7条 条例第18条第1項の前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第18条第5項において準用する条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次の各号に掲

げる職員以外の職員とする。

- (1) 法第28条の規定による休職者。ただし、公務傷病による休職者を除く。
- (2) 第1条第3号又は第4号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

第8条 条例第18条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる職員のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員であつた者
- (2) 第2条第2号および第3号に掲げる者

2 第4条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第9条 条例第18条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第13条及び第13条の2に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

第10条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第11条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として、在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第1条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (3) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (4) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であつた期間を除く。）
- (5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (6) 条例第12条の規定により給与を減額された期間
- (7) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）

による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項に規定する週休日、勤務時間条例第9条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(次号において「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、組合長の定める期間を除く。

- (8) 勤務時間条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 勤務時間条例第17条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (11) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

第12条 第6条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第13条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の成績率は、当該各号に定める割合の範囲内において、組合長が定めるものとする。ただし、組合長は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の122以上100分の205以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の110以上100分の122未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の99.5
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の90以下

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、組合長の定めるところによる。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について、基

準となる割合は、組合長が定める。

第13条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該各号に定める割合の範囲において、組合長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50以上
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.25
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の45以下

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第13条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、組合長が定める。

(端数計算)

第14条 条例第17条第2項の期末手当基礎額又は条例第18条第2項前段の勤務手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第13条第1項及び第13条の2第1項の規定の運用については、第13条第1項第1号中「100分の86以上100分の145以下」とあるのは「100分の82.5以上100分の140以下」と、同項第2号中「100分の78.5以上100分の86未満」とあるのは「100分の75.5以上100分の82.5未満」と、同項第3号及び第4号中「100分の71」とあるのは「100分の68.5」と、第13条の2第1項中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則 (平成2年12月27日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項第4号の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改定規定を除く。)による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成3年6月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、改正後の規則第11条第2項第4号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について

適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 5 月 8 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 3 月 2 9 日規則第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日規則第 2 号）

この規則は、平成 1 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 3 0 日規則第 8 号）

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 2 月 2 4 日規則第 7 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 1 0 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 6 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 1 2 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 9 日規則第 6 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 0 日規則第 1 1 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 5 月 1 3 日規則第 1 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日規則第 2 1 号）

この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 0 日規則第 4 号）

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1

日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月5日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月26日規則第8号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規則第7号）

この規則は、令和2年11月30日から施行する。

附 則（令和5年5月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 1 5 日規則第 4 号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定を適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 1 7 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 3 0 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条の2関係）

給料表	職員	加算割合
行政職 給料表	職務の級6級の職員	100分の10
	職務の級5級の職員	100分の8
	職務の級4級の職員	100分の6
	職務の級3級の副主任	100分の4

別表第2（第10条関係）

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零